郡山市旅館業法施行細則等の一部を改正する規則をここに公布する。 令和2年12月14日

郡山市長 品 川 萬 里

郡山市規則第63号

郡山市旅館業法施行細則等の一部を改正する規則

(郡山市旅館業法施行細則の一部改正)

第1条 郡山市旅館業法施行細則(平成9年郡山市規則第48号)の一部を次のように改正する。

(浴槽水の水質の基準等)

第7条 条例第11条第3号ウの規則で定める基準は、次の表の左欄に掲げる項目に応じ、同表の右欄に掲げる方法によって行う検査において、同表の中欄に掲げる基準に適合するものとする。

改正後

大学・一般・一切・プログラ		
項目	基準	検査方法
(略)		
レジオネラ属菌	検出されないこと(ろ過濃縮法又は冷却遠心濃
	100ミリリットル中に	<u>縮法</u>
	10CFU未満)	

備考 (略)

2 条例第11条第3号エに規定する規則で定める措置は、浴槽水が前項の 基準に適合していることを確認するために、毎日完全に換水している浴 槽水は1年に1回以上、連日使用している浴槽水は1年に2回以上(た だし、浴槽水の消毒が塩素消毒でない場合には、1年に4回以上)その 他必要に応じて検査を行い、当該検査の結果を検査の日から起算して3 年間保管することとする。ただし、客室に附属する浴室等で使用する都 度完全に換水する浴槽水にあっては、この限りでない。

(浴槽水の水質の基準等)

第7条 条例第11条第3号ウの規則で定める基準は、次の表の左欄に掲げる項目に応じ、同表の右欄に掲げる方法によって行う検査において、同表の中欄に掲げる基準に適合するものとする。

改正前

項目	基準	検査方法
(略)		

備者 (略

2 条例第11条第3号エに規定する規則で定める措置は、浴槽水が前項の 基準に適合していることを確認するために、<u>同項に規定する検査を1年</u> <u>に1回以上行い、</u>当該検査の結果を検査の日から起算して3年間保管す ることとする。ただし、客室に附属する浴室等で使用する都度完全に換 水する浴槽水にあっては、この限りでない。 第1号様式を次のように改める。

旅館業営業許可申請書

年 月 日

郡山市保健所長

住 所申請者

氏 名

生年月日

電話番号

(法人にあっては、主たる事務所の所在地) 並びに名称及び代表者の氏名

旅館業法第3条の規定に基づき、下記のとおり旅館業営業の許可を受けたいので、関係書類を 添えて申請します。

営業	美 0	つ 種	1 別					営業			
営業	名		称					電話			
施設	所	在	地								
旅館業 5条第 の		頁各号		第:	1 号 (季節的営業 2 号 (交通不便な地 3 号 (一時的営業 4 号 (農林漁業体駅	或の営業))	季節的営 は一時的 の営業身	営業	年年	月月	日から 日まで 日間
旅館業 各 号				項 無	該当しな	· V ·		第		号該	:当
営業加		住	所								
の管理	里者	氏	名						年	月	日生
旅館業			第3項 ² の名称)		施	設の	名 称		施設	までの匪	直線距離
び当該	灰施 記	ひまて	の距								m
旅館業 条ただ 用の有	し書				適用し、譲り受 適用しない	けたこと	を証する書	面を添作	寸する		
		構	-	造	設	備	の	概		要	
敷地面	面積				m ²	建物の発	近べ面積				m ²
建築模	兼式										
			m	1 ²	雪	定員		人 (:	寝台:	有・	無)
客											
室								·			
土	計	-			室	定員		人			

寝:	具									人分				
使用水	k の	**、ギャ			井	=	井	戸と便	所との距	距離				m
種	類	水道水		•	开,	Γ'	井	戸と調	理場との	の距離	雅			m
		共		同			部	屋 付				計		
				色	ᇑ				箇所					箇所
		温泉・沸か	し湯	易の別		温泉	•	沸力	かし湯					
浴	室	循環式ろ	過 :	装 置		有	•	無						
		消毒	設	備		有	•	無						
		循環水の誤	飲			コの位置		湯面	面上 ・	上 ・ 湯面下				
		防止措	置	そ	の作	也の措置		有			無			
_		共 同					部	量 付				計		
洗面	所		fo	te arc				Mr. ar.					<i>bh</i> =c.	
		区分		<u>E</u>	節所	<u> </u>			箇所 司					箇所
		型式	-	大便器	<u>-</u>	小 便	器	兼月	便器	洋	式便器		部屋	1 付
便	所	水洗式			個		個		個		個			個
		その他			個		個		個		個			個
		客 室	浴	室		面所	便	所		下	階段			
照	明	ルクス		ルクス		ルクス		ルクス	ル	クス	ルク	'ス		ルクス
		有 (•) m ²								
玄関巾	張 場	・ 無 (※ 旅館・ホテル営業で	:「無」	の場合、緊急	息時の	対応方法、宿泊	者名簿の	確認方法、釒	建の受渡し方法	去、宿泊	者以外の出入り	の状況) 己の確認力	が法を記載

- 備考 次に掲げる書類を添付すること。ただし、譲り受けに伴う新規の申請で、旅館業法第3条第1項の許可を受けて旅館業を営む者が当該旅館業を譲渡したときは、当該旅館業を譲り受けた者は、(2)から(5)までに掲げるもののうち変更がない事項の書類の添付を省略することができる。
 - (1) 法人にあっては、その定款又は寄附行為の写し及び登記事項証明書
 - (2) 営業の施設を明らかにした各階ごとの平面図(縮尺、方位、客室の配置、各室の用途及び間取り、階段、出入口、調理場、浴室、便所及び床面積を明示したもの)
 - (3) 見取図(設置の場所を中心とする半径150メートル以内のもので、縮尺及び旅館業法第3条第3項各号に掲げる施設の位置を明示したもの)
 - (4) 配置図 (縮尺、方位、敷地の境界線、建物の位置、通路及び排水路を明示したもの)
 - (5) 立面図 (縮尺及び開口部を明示したもの)
 - (6) ただし書の規定の適用を受ける場合にあっては、当該営業を譲り受けたことを証する書類

第2号様式中「印」を削る。

第3号様式中「⑪」を削り、同様式備考中「被相続人の相続関係を証する戸籍の謄本」を「被相続人の相続関係を証する戸籍謄本又は不動産登記規則(平成17年法務省令第18号)第247条第5項の規定により交付を受けた同条第1項に規定する法定相続情報一覧図の写し」に改める。

第5号様式中「印」を削る。

(郡山市クリーニング業法施行細則の一部改正)

第2条 郡山市クリーニング業法施行細則(平成9年郡山市規則第51号)の一部を次のように改正する。

第1号様式中「印」を削る。

第3号様式及び第4号様式を次のように改める。

クリーニング所開設届

年 月 日

郡山市保健所長

住所又は所在地 営業者 氏名又は名称及 び代表者の氏名

電話番号

下記のとおりクリーニング所を開設したいので、クリーニング業法第5条第1項の規定により届け出ます。

					н							
ク リ ー ニン グ 所	を	別 亥当番号 〇印で むこと。	3 1	リネン t リネン D この他					2 取次 4 一般			
	名	称										
	所	在 地							電	話番号		
							免許証	登釒	录番号	備考(耳	负得年	月 日)
営 業 者	氏名	又は名称		年 月	ļ	日生	都道 府県	第	号			
	本	籍										
管理人							免許証	登銀	录番号	備考(耳	负得年	月 日)
を 置 い た 場 合	氏	名		年月	ŀ	日生	都道 府県	第	号			
に記入するこ	本	籍										
りるこ と。	住	所										
クリーニンク の3ただし書				□適用 □適用			受けた。	こと	を証する	る書面を	:添付	する
	面	積	洗い場	仕上	:げ	場	物干し場					
	虱	惧	m	2		m²	m	2	m²		m²	m²
			名			称	数		名		称	数
世光型性の	機械	及び器具										
構造設備の 概 要												
7,												
	<i>I</i> 🗆	佐 ☆ 四	未処理	用容器	ŕ	処理	済用容器	:				
	保	管容器		集作	国		1	製固				
	洗い	場の構造										

	氏	名	A 計言	工 双 纪 平 日.		住		所
クリーニン	K	1	光 計 元	正登録番号		本		籍
グ師 その他の 従 事 者	年	月 F	713.71					
クリー ニング 師 に 限 り、免許	年	月 F 生	/13/1					
証番所本記 これ	年	月 F	713.71					
ること。	年	月 F 生	713.71					
開設予定年月日			•	4	年 月		日	
クリーニング 指定された <i>別</i>				1 取り扱	なう	2	取り扱わない	

- 備考 次に掲げる書類を添付すること。ただし、譲り受けに伴う新規の申請で、クリーニング業 法第5条第1項の届出をした営業者が当該営業を譲渡したときは、当該営業を譲り受けた者は、
 - (2) に変更がない場合に限り当該書類の添付を省略することができる。
 - (1) 営業者が法人であるときは、当該法人の登記事項証明書
 - (2) 構造設備の概要を明らかにした実測平面図(方位、洗い場、仕上げ場、物干場等を明示したもの)
 - (3) 営業者が他にクリーニング所を開設し、又は無店舗取次店を営んでいるときは、そのクリーニング所又は無店舗取次店の名称、クリーニング所の所在地又は無店舗取次店の業務用車両の保管場所及び自動車登録番号若しくは車両番号、従事者数並びに従事者中にクリーニング師のある場合は、その氏名を記載した書類
 - (4) ただし書の規定の適用を受ける場合にあっては、当該営業を譲り受けたことを証する書類

無店舗取次店営業届

年 月 日

郡山市保健所長

住所又は所在地 営業者 氏名又は名称及 び代表者の氏名

電話番号

下記のとおり洗濯物の無店舗取次店を営業したいので、クリーニング業法第5条第2項の規定により届け出ます。

	名 称				
無店舗	自動車登録番号 又は車両番号				
取 次 店	車両の保管場所				
	営 業 区 域				
			免許証登	録番号	備考(取得年月日)
営業者	氏名又は名称	年 月 日生	都道 府県	第号	
	本籍				
	業法施行規則第1 書の規定の適用の4		、譲り受けたこ	とを証する言	善 面を添付する
州と東ににし	自・ソルル・ソ旭川・ソト	保管			
* 数 田 古 声	面積				
業務用車両の構造設備			m^2		m ²
の概要		未処理月		5	<u>如理済用容器</u>
	保管容器		製 個	製 個	
	п. д	在新訂契約亚	3	住	所
クリーニン グ師	氏 名	免許証登録番号	ਤੋਂ	本	籍
その他の従事者	年 月 日生	都道 第	클		
クリー ニング 師に限	年 月 日生	都道 府県	클		
り、免許 証 登 録 番号、住	年 月 日生	都道 第 号	클		
新及び 新及び 本籍を	年 月 日生	都道 第	를		
記入す	中 万 口生	都道			
ること。	年 月 日生	府県 第 号	를		
営業開始の 予定年月日		1	年	月 F	Ī
クリーニング	業法施行規則第1 物の取扱いの有無	条で指 1 取り	扱う 2	取り扱わない	1

- 備考 次に掲げる書類を添付すること。ただし、譲り受けに伴う新規の申請で、クリーニング業法 第5条第2項の届出をした営業者が当該営業を譲渡したときは、当該営業を譲り受けた者は、(2) に変更がない場合に限り当該書類の添付を省略することができる。
 - (1) 営業者が法人であるときは、当該法人の登記事項証明書
 - (2) 業務用車両の構造設備の概要を明らかにした実測平面図(洗濯物の保管場所を明示したもの)
 - (3) 営業者が他にクリーニング所を開設し、又は無店舗取次店を営んでいるときは、そのクリーニング所又は無店舗取次店の名称、クリーニング所の所在地又は無店舗取次店の業務用車両の保管場所及び自動車登録番号若しくは車両番号、従事者数並びに従事者中にクリーニング師のある場合は、その氏名を記載した書類
 - (4) ただし書の規定の適用を受ける場合にあっては、当該営業を譲り受けたことを証する書類

第7号様式(その1)備考中「被相続人の相続関係を証する戸籍の謄本」を「被相続人の相続関係を証する戸籍謄本又は不動産登記規則(平成17年法務省 令第18号)第247条第5項の規定により交付を受けた同条第1項に規定する法定相続情報一覧図の写し」に改める。

(郡山市理容師法施行細則の一部改正)

第3条 郡山市理容師法施行細則(平成9年郡山市規則第52号)の一部を次のように改正する。

第1号様式中「印」を削る。

第3号様式を次のように改める。

理容所開設届

年 月 日

郡山市保健所長

住所又は所在地

開設者 氏名又は名称及 び代表者の氏名

電話番号

下記のとおり理容所を開設したいので、理容師法第11条第1項の規定により届け出ます。

理容	: 所	名	称						電話	5				
	171	所で	生地											
開設	: 者	氏	名					登録	:(免許	証)番	号	備考	(取得年)	月日)
州政	. 1	IX.	和		年	月	日生		第		号			
		氏	名					登録	:(免許	証)番	号	備考	(取得年)	月日)
管理理	灾	IX.	4		年	月	日生		第		号			
BAA	, <u>10,</u> hih	住	所					修	了証書	香号	備考	(修了年)	月日)	
		土	ולו						第		号			
理容師活				条ただし		用し 用し		受けたこ	ことを記	証する書	書面を	添付する		
		H.	積	作	業		所	待	合	Ē	折	消	毒	所
構造設	借の	面	惧				m²				m²			m²
概	要	理椅	容子											台
			な理器具											
				氏	名			生年月	月日	登録((免許	証)番号	備考(取	得年月日)
											第	号		
加泰 征	7 0										第	号		
理容師 他の従											第	号		
											第	号		
											第	号		
開設年月	予 定						,	年	月	F	l		•	
理容師法施行規則第19条第1項									有	•	4	#		
連谷師伝施11規則第19条第14 第8号又は第9号該当の有無					美容	折のク	名称							
第0万 。	メは弗	ョラザ	グコウ	ソ作 ボ	開設	予定	()年月	∃			年	月	日	

備考

- 1 次に掲げる書類を添付すること。ただし、譲り受けに伴う新規の申請で、理容師法第11条第1項の届出をした理容所の開設者が当該営業を譲渡したときは、当該営業を譲り受けた者は、(2)から(4)までに掲げるもののうち変更がない事項の書類の添付を省略することができる。
 - (1) 開設者が法人であるときは、当該法人の登記事項証明書
 - (2) 構造設備の概要を明らかにした平面図(方位、作業所、待合所、消毒所、理容椅子、縮尺等を明示したもの)
 - (3) 理容師の結核、皮膚疾患その他厚生労働大臣の指定する伝染性疾病の有無に関する医師の診断書
 - (4) 理容師法第11条の4第1項に規定する理容所を開設する場合にあっては、管理理容師が同条 第2項の規定に該当することを証する書類
 - (5) ただし書の規定の適用を受ける場合にあっては、当該営業を譲り受けたことを証する書類
- 2 開設者が外国人であるときは、住民票の写し(住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)第30 条の45に規定する国籍等を記載したものに限る。)を提示すること。

第6号様式(その1)備考中「被相続人の相続関係を証する戸籍の謄本」を「被相続人の相続関係を証する戸籍謄本又は不動産登記規則(平成17年法務省 令第18号)第247条第5項の規定により交付を受けた同条第1項に規定する法定相続情報一覧図の写し」に改める。

第8号様式中「印」を削る。

(郡山市食品衛生法施行細則の一部改正)

第4条 郡山市食品衛生法施行細則(平成9年郡山市規則第57号)の一部を次のように改正する。 第5号様式を次のように改める。

営業許可申請書(新規·継続)

年 月 日

郡山市保健所長

 申請者
 住 所

 ふりがな氏
 氏 名

 生年月日
 年 月 日生

 (法人にあっては、主たる事務所の所在地並びに名称及び代表者の氏名)
 市在地並びに名称及び代表者の氏名)

食品衛生法第52条第1項の規定に基づき、下記のとおり営業の許可を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

										電記	舌番号	ļ-						
営業所	折の名称	、屋号	子又は商	号								営	業	の	種	類		
現に引	受けてい	る営業	(許可の	許可	年月日	及び打	指令番	\$号		*	施言	ひ番	号	*	備		考	
															()
		年	月	日	郡山市	指令	第		号	*				*				
															()
		年	月	月	郡山市	指令	第		号	*				*				
															()
		年	月	日	郡山市	指令	第		号	*				*				
															()
		年	月	日	郡山市	指令	第		号	*				*				
															()
		年	月	日	郡山市	指令	第		号	*				*				
						該当	しない)	第	号	放当	(内	容)					
		との有意	無及び記	変当す.	るとき													
品衛生	E法施行		67条たた	ぎし書の	り	□遃	i用し、	譲り受	けたこ	とを記	Eする	書面	を添付	する				
足定の通		-		□適	i用した	۲V)												
次の書類を添付すること。												7 ~ 11						
ᄣᅩᆩ											、伊川	「その	他の角	也設り	門直が	文い、		
1																		
/ _										-	जास्त प्र	みてド台	* 学 : : : : : : : : : : : : : : : : : :	借の-	上更に	亦重が	t2/	
													木以	vHJマン	八女に	双 大//	·	
	現に登場にいる場合によるのでで、これにおいては、日本のでは、	在地 営業所の名称 現に受けてい 品衛該の内法用の生 温定のを進って、 品では、 こで、 この生 国で、 このを は、 このを は、 このを は、 このを は、 このを は、 このを は、 このを は、 このを は、 このを は、 このを は、 このを は、 このを は、 このを は、 このを は、 このを は、 このを は、 このを との。 このを との。 このを との。 このを との。 このを との。 このを との。 このを との。 このを との。 との。 との。 との。 との。 との。 との。 との。 との。 との。	古地 営業所の名称、屋景 現に受けている営業 年 年 年 年 年 年 年 年 年	営業所の名称、屋号又は商現に受けている営業許可の 年 月 年 日 日 年 日 年 日 日 年 日 日 年 日 日 日 日	営業所の名称、屋号又は商号 現に受けている営業許可の許可 年 月 日	営業所の名称、屋号又は商号 現に受けている営業許可の許可年月日 年月日郡山市 年月日郡山市 年月日郡山市 年月日郡山市 年月日郡山市 年月日郡山市 年月日郡山市 年月日郡山市 年月日郡山市 年月日郡山市 年月日郡山市 年月日郡山市 に品衛生法第52条第2項第1号から第3号 でに該当することの有無及び該当するとき 、その内容 品衛生法施行規則第67条ただし書の 定にの適用の有無 次の書類を添付すること。 1 施設の構造仕様書及び図面(製造 業設備 次の書類を添付すること。 1 施設の構造仕様書及び図面(製造 業設備 を席のあるものについてはその様式 2 設備の配置図(主な機械、器具及 3 申請者が当該営業を譲り受けるこ	営業所の名称、屋号又は商号 現に受けている営業許可の許可年月日及び対 年月日郡山市指令 年月日郡山市指令 年月日郡山市指令 年月日郡山市指令 年月日郡山市指令 年月日郡山市指令 年月日郡山市指令 年月日郡山市指令 を品衛生法第52条第2項第1号から第3号でに該当することの有無及び該当するとき、その内容に該当することの有無及び該当するとき、その内容には満近に変当するとき、ため内容には一個では、その内容には、まり、ことにはは、まり、ことにはは、まり、まり、まり、まり、まり、まり、まり、まり、まり、まり、まり、まり、まり、	営業所の名称、屋号又は商号 現に受けている営業許可の許可年月日及び指令者 年月日郡山市指令第 年月日郡山市指令第 年月日郡山市指令第 年月日郡山市指令第 年月日郡山市指令第 にお当するとを第2項第1号から第3号でに該当することの有無及び該当するとを、その内容にあずることの有無及び該当するとき、たの内容には第1号から第3号でに該当することの有無及び該当するとき、たの内容にはずることに表が表に表がでに該当することの有無及び該当するとと、またの内容にはずることに表が表に表がでは表が表に表がでは、表別の構造仕様書及び図面(製造場、調理場をおよりではその様式及び面積を大要。2 設備の配置図(主な機械、器具及び給水設備また要。3 申請者が当該営業を譲り受けることに伴う新規	業所 在地 営業所の名称、屋号又は商号 現に受けている営業許可の許可年月日及び指令番号 年月日郡山市指令第 年月日郡山市指令第 年月日郡山市指令第 年月日郡山市指令第 年月日郡山市指令第 年月日郡山市指令第 1日郡山下は 1日郡山市指令第 1日郡山市指令第 1日郡山市指令第 1日郡山市指令第 1日郡山市指令第 1日郡山市指令第 1日郡山市指令第 1日郡山市指令第 1日郡山市指令第 1日郡山市指令第 1日郡山市指令第 1日郡山市指令第 1日郡山市北京 1日郡山市北京 1日郡山市北京 1日郡山市北京 1日郡山市北京 1日郡山市北京 1日郡山市北京 1日郡山市指令第 1日郡山市北京 1日郡山市 1日郡山市 1日郡山市 1日郡山市 1日郡山市 1日郡山市 1日郡山市 1日郡山市	業所在地 営業所の名称、屋号又は商号 現に受けている営業許可の許可年月日及び指令番号 年 月 日 郡山市指令 第 号 日 田 郡山市 田 田 田 田 田 田 田 田 田 田 田 田 田 田 田 田 田 田 田	業所 在地 営業所の名称、屋号又は商号 現に受けている営業許可の許可年月日及び指令番号 年月日郡山市指令第号※ 年月日郡山市指令第号※ 年月日郡山市指令第号※ 年月日郡山市指令第号※ 年月日郡山市指令第号※ 年月日郡山市指令第号※ 2品衛生法第52条第2項第1号から第3号でに該当することの有無及び該当するとき、、その内容 品衛生法施行規則第67条ただし書の 定品衛生法施行規則第67条ただし書の 同適用し、譲り受けたことを記 定の適用の有無 □適用しない 次の書類を添付すること。 1施設の構造仕様書及び図面(製造場、調理場、貯蔵場、更衣室 客席のあるものについてはその様式及び面積を明示すること。) 2設備の配置図(主な機械、器具及び給水設備を特記すること。) 3申請者が当該営業を譲り受けることに伴う新規の申請であって、 3申請者が当該営業を譲り受けることに伴う新規の申請であって、	業所 (営業所の名称、屋号又は商号 現に受けている営業許可の許可年月日及び指令番号 ※ 施言 年月日郡山市指令第号 ※ 年月日郡山市指令第号 ※ 年月日郡山市指令第号 ※ 年月日郡山市指令第号 ※ 年月日郡山市指令第号 ※ 年月日郡山市指令第号 ※ 年月日郡山市指令第号 ※ 2.品衛生法第52条第2項第1号から第3号でに該当することの有無及び該当するときな、その内容によ施行規則第67条ただし書の□適用し、譲り受けたことを証するにの適用の有無 次の書類を添付すること。 1 施設の構造仕様書及び図面(製造場、調理場、貯蔵場、更衣室、便所客のあるものについてはその様式及び面積を明示すること。) 2 設備の配置図(主な機械、器具及び給水設備を特記すること。) 3 申請者が当該営業を譲り受けることに伴う新規の申請であって、図面及	業所 在地 電話番号 営業所の名称、屋号又は商号 営現に受けている営業許可の許可年月日及び指令番号 ※ 施設番 年 月 日 郡山市指令 第 号 ※	 業所の名称、屋号又は商号 営業所の名称、屋号又は商号 選業 現に受けている営業許可の許可年月日及び指令番号 ※施設番号 年月日郡山市指令第号 ※ 本日 日郡山市指令第号 ※ 本日 日本 日	業所 在地 営業所の名称、屋号又は商号 関に受けている営業許可の許可年月日及び指令番号 ※施設番号 ※ 年月日郡山市指令第号 ※※ 年月日郡山市指令第号 ※※ 年月日郡山市指令第号 ※※ ※ 年月日郡山市指令第号 ※※ ※ 年月日郡山市指令第号 ※※ ※ 年月日郡山市指令第号 ※※ ※※ 年月日郡山市指令第号 ※※ ※※ 年月日郡山市指令第号 ※※ ※※ 年月日郡山市指令第号 ※※ ※※ を応衛生法第52条第2項第1号から第3号 でに該当することの有無及び該当するとき、、その内容 品衛生法施行規則第67条ただし書の □適用し、譲り受けたことを証する書面を添付する 1定の適用の有無 □適用しない ※の書類を添付すること。 1 施設の構造仕様書及び図面(製造場、調理場、貯蔵場、更衣室、便所その他の施設の客のあるものについてはその様式及び面積を明示すること。) 2 設備の配置図(主な機械、器具及び給水設備を特記すること。) 3 申請者が当該営業を譲り受けることに伴う新規の申請であって、図面及び営業設備のご	業所 在地 営業所の名称、屋号又は商号	業所 在 地 賞業所の名称、屋号又は商号	登業所の名称、屋号又は商号 営業の種類 現に受けている営業許可の許可年月日及び指令番号 ※施設番号 ※備 考 現に受けている営業許可の許可年月日及び指令番号 ※施設番号 ※備 考

備者

- 1 新規営業許可申請にあっては、「現に受けている営業許可の許可年月日及び指令番号」の欄の記入は、要しないこと。
- 2 継続営業許可申請にあっては、「営業所の名称、屋号又は商号」の欄の記入及び「営業設備の大要」の欄に揚げる書類の添付は、要しないこと。
- 3 ※印の欄は、記入しないこと。

第7号様式備考中「戸籍謄本」を「被相続人の相続関係を証する戸籍謄本又は不動産登記規則(平成17年法務省令第18号)第247条第5項の規定により交 付を受けた同条第1項に規定する法定相続情報一覧図の写し」に改める。

(郡山市公衆浴場法施行細則の一部改正)

第5条 郡山市公衆浴場法施行細則(平成9年郡山市規則第59号)の一部を次のように改正する。

(浴槽水の水質の基準等)

に掲げる項目に応じ、同表の右欄に掲げる方法によって行う検査におい て、同表の中欄に掲げる基準に適合するものとする。

改正後

	<u> </u>	_, _,
項目	基準	検査方法
(略)		
レジオネラ属菌	検出されないこと(ろ過濃縮法又は冷却遠心濃
	100ミリリットル中に	<u>縮法</u>
	<u>10CFU未満)</u>	

備考 (略)

前項の基準に適合していることを確認するために、毎日完全に換水して いる浴槽水は1年に1回以上、連日使用している浴槽水は1年に2回以 上(ただし、浴槽水の消毒が塩素消毒でない場合には、1年に4回以上)その他必要に応じて検査を行い、当該検査の結果を検査の日から起算 して3年間保管することとする。

(浴槽水の水質の基準等)

第6条 条例第4条第3号イ(エ)の規則で定める基準は、次の表の左欄|第6条 条例第4条第3号イ(エ)の規則で定める基準は、次の表の左欄 に掲げる項目に応じ、同表の右欄に掲げる方法によって行う検査におい て、同表の中欄に掲げる基準に適合するものとする。

改正前

項目	基準	検査方法
(略)		

備考 (略)

2 条例第4条第3号イ(オ)に規定する規則で定める措置は、浴槽水が│2 条例第4条第3号イ(オ)に規定する規則で定める措置は、浴槽水が 前項の基準に適合していることを確認するために、同項に規定する検査 を1年に1回以上行い、当該検査の結果を検査の日から起算して3年間 保管することとする。

第1号様式を次のように改める。

浴場業営業許可申請書

年 月 日

郡山市保健所長

住所申請者氏名生年月日電話番号

(法人にあっては、主たる事務所の所在地) 並びに名称及び代表者の氏名

下記により、浴場業営業の許可を受けたいので、公衆浴場法第2条第1項の規定により 関係書類を添えて申請します。

					μι										
公	衆浴場の名称	T													
公	衆浴場の所在地	Įī								電	話番	号			
公	衆浴場の種類	7 I	公衆浴	3場 その その他(の他の)公第	や浴場))		室付	浴場、	. サ!	ウナ原	虱呂、	~/l	- ⁄スセ
/\.	衆浴場の管理者	住所								電	話番	号			
'A'	※付場の目生む	氏名										年	月		日生
敷	地 面 稅	其			m^2	建	築の	延べ配	面積						m^2
建	築様元	Ċ				•				•					
	衆浴場法施行 し書の規定の通			□ 適月	•		受け	たこ	とを	証する	る書面	面を湯	が付す	る	
		構	造	設		備		0)		概	<u> </u>	要			
項	区 分 目	男 性	用	女 性	用	項	目	区	分	男	性	用	女	性	用
	換気の方法					床	<i>(</i>)	構	造						
浴	湯気抜き窓		\mathbf{m}^2		\mathbf{m}^2	側湯	壁 (栓	の あ	<u>造</u> 数			個			
	の面積		III		III	水	<u>性</u> 栓	<u>の</u>	<u>数</u> 数			個			個_
	照明(床面)	ル	クス	ル	クス			<u> </u>				個			
室	面積		\mathbf{m}^2		${\tt m}^2$		•			仕	切りの		き床	面か	
王	(うち、洗い	(m^2)	(m^2)	男	女別	の区	分						m
	場面積)			·)他 ()
	縦		m		m		環水		•		一面,			湯面	
浴	横		m		m		誤飲	_	立置	湯	局面下			湯面	<u> </u>
	深 さ 底 面 積		$\begin{array}{c} {\rm m} \\ {\rm m}^2 \end{array}$		$\begin{array}{c} \mathbf{m} \\ \mathbf{m}^2 \end{array}$	沙 措	止の 置	その打	. —	有	•	無	有	•	無
	踏み段	有・	無	有・	無			過装		有	•	無	有	•	無
槽		洗い場		洗い場		消	毒	設	備	有	•	無	有	•	無
	縁の高さ	面から	cm	面から	cm	湯	の更	新力	法	毎日	更新	ŕ			

	循環装置の 有無	有 · 無	有 · 無		そのつど更新 その他()
昭	面積	m^2	m^2	脱 衣 棚	人分 人分
脱衣場	床の構造			用も叫の反ハ	仕切りの高さ 床面から
荡	照明(床面)	ルクス	ルクス	男女別の区分	m その他 ()
	便器の数	大便器 個小便器 個	個	照 明(床面)	ルクス ルクス
便所	区 46 ジ 奴	兼用便器 個	liei.	防臭防虫設備	有・無 有・無
	型 式	水洗 汲取り	水洗 汲取り	流水式手洗い設 備	個 個
				浴槽	水道 ・ その他 (
その	衣類、携帯 品及び履物	有・無	有・無	使用水洗い場	水道 ・ 井戸水・ その他 ()
他	の保管設備	H	H 31111	の種類	
その他の公衆浴 場についての特 記事項		放熱パイプ の状況	身体に触れ る構造	身体に触れない構造	安全温度調有・無節装置及び有・無温度計

備考

- 1 次に掲げる書類を添付すること。ただし、譲り受けに伴う新規の申請で、浴場業を 営む者が当該浴場業を譲渡したときは、当該浴場業を譲り受けた者は、(2)から(5) までに掲げるもののうち変更がない事項の書類の添付を省略することができる。
 - (1) 法人にあっては、その定款又は寄附行為の写し及び登記事項証明書
 - (2) 営業の施設を明らかにした各階ごとの平面図(縮尺、方位及び床面積を明示したもの)
 - (3) 見取図(設置の場所を中心とする半径350メートル以内のもので、縮尺を明示したもの)
 - (4) 配置図(縮尺、方位、敷地内の境界線、建築物の位置、通路及び排水路を明示したもの)
 - (5) 立面図 (縮尺及び開口部を明示したもの)
 - (6) ただし書の規定の適用を受ける場合にあっては、当該営業を譲り受けたことを証する書類
- 2 「浴槽」の欄に記載した浴槽以外の浴槽がある場合は、その浴槽に関する該当項目 を記載した書面を別紙として添付すること。

第2号様式備考中「戸籍謄本」を「被相続人の相続関係を証する戸籍謄本又は不動産登記規則(平成17年法務省令第18号)第247条第5項の規定により交付を受けた同条第1項に規定する法定相続情報一覧図の写し」に改める。

第5号様式中「印」を削る。

(郡山市美容師法施行細則の一部改正)

第6条 郡山市美容師法施行細則(平成9年郡山市規則第61号)の一部を次のように改正する。

第1号様式中「印」を削る。

第3号様式を次のように改める。

美 容 所 開 設 届

年 月 日

郡山市保健所長

住所又は所在地

開設者 氏名又は名称及 び代表者の氏名

電話番号

下記のとおり美容所を開設したいので、美容師法第11条第1項の規定により届け出ます。

半 %	☆	=c	名	称							Ę	 直話						
美	→	所	所有	生地														
開記	几又	者	氏	名						登	録	(免許	証)	番号	備考	美(取 2	得年月	日)
州以		111		47		年	月	日	生			第		号				
		氏	名						登	録	(免許	証)	番号	備考	美(取 2	得年月	日)	
管理美	自宏	舗	1	41		年	月	日	生			第		号				
F -1.7	<u>С</u> -П	Hills	住	所							修	了証	書番	号	備考	(修丁	年月	目)
			J.L.	121								第		号				
				9条ただし の 有 無	-	□適月 □適月			受け	けた。	ことを	を証っ	する書店	面を添	付する)		
			÷.	作		業		所	往	宇	合		所	消		毒	所	
構造語	亞備	i o	恒	積					m^2					m^2				m^2
概	∼ νπ.	要		ット 奇子														台
				な美 黒具														
				氏		名	, I		生年	月月	1	登:	登録(免許証)		番号	備考	(取得年	三月日)
		その											第	î	号			
美容師	币そ												第	î	号			
他の領	逆業	者											第	Ĵ	号			
													第	j	号			
													第	j	号			
開設年月		定日							名	F		月		日				
羊索鱼	一 话 没:	歩ん	—— 年 日 日 日 日		0条第1章	₅ [有		•		無			
			「規則第19条第1項 第9号該当の有無				理容所の名称											
377 C	,	ハムタ					開設(予定)年月			日				年	F.		日	

備考

- 1 次に掲げる書類を添付すること。ただし、譲り受けに伴う新規の申請で、美容師法第11条 第1項の届出をした美容所の開設者が当該営業を譲渡したときは、当該営業を譲り受けた者 は、(2)から(4)までに掲げるもののうち変更がない事項の書類の添付を省略することがで きる。
 - (1) 開設者が法人であるときは、当該法人の登記事項証明書
 - (2) 構造設備の概要を明らかにした平面図(方位、作業所、待合所、消毒所、セット用椅子、縮尺等を明示したもの)
 - (3) 美容師の結核、皮膚疾患その他厚生労働大臣の指定する伝染性疾病の有無に関する医師の診断書
 - (4) 美容師法第12条の3第1項に規定する美容所を開設する場合にあっては、管理美容師が 同条第2項の規定に該当することを証する書類
 - (5) ただし書の規定の適用を受ける場合にあっては、当該営業を譲り受けたことを証する書類
- 2 開設者が外国人であるときは、住民票の写し(住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)第 30条の45に規定する国籍等を記載したものに限る。)を提示すること。

第6号様式(その1)備考中「被相続人の相続関係を証する戸籍の謄本」を「被相続人の相続関係を証する戸籍謄本又は不動産登記規則(平成17年法務省令第18号)第247条第5項の規定により交付を受けた同条第1項に規定する法定相続情報一覧図の写し」に改める。

第8条様式中「印」を削る。

(郡山市興行場法施行細則の一部改正)

第7条 郡山市興行場法施行細則(平成9年郡山市規則第64号)の一部を次のように改正する。 第1号様式を次のように改める。

興行場営業許可申請書

年 月 日

郡山市保健所長

住 所申請者 氏 名

生年月日

電話番号

(法人にあっては、主たる事務所の所在地) 並びに名称及び代表者の氏名

下記により、興行場法第2条第1項の規定により興行場営業の許可を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

興 行 場	の名	称								
興行場の	の所在	地								
興 行 場	の種	別	一般	臨時	仮設	屋外				
興 行 0	り内	容	映画	演劇	音楽	スポーツ	馤	せ物・	その他()
臨時及び値における則			年			日から 日まで		(日間)
興行場の住所		所								
管 理 者	氏	名								
興行場の	人場者定	至員	人	· · ·	椅 子 席 座 席		人人	ます席立見席		人
敷地	面	積					- 1			m^2
建築	様	式					Į.			
			構造	当 部	设 備	の 概	. <u>.</u>	要		
観客席	の区	画	有	· 無		ごみの集	養	場	有 •	無
空気環	境 設	備	機械換気設	備・	空気調	和設備 •	その	他()
照		明	観 客) (床面から 0.8mの高さ	席 口	ビ ー (床面)	休憩	室 fi)	喫 煙 (床面		便 所 (床面)

				ルク <i>ラ</i> 廊 下 (床面)		ルク 皆 . (床面)	/ ス 段		ルクス の他の場 iiから0.8r)	<u> </u> 折	ル クス	ルクス
				ルクフ	र	ルク	フス		ルク	'ス		
区分					階			階		階		計
観	椅	子	席		m^2			${\tt m}^2$		\mathbf{m}^2		m^2
	座		席		m^2			m^2		m^2		m^2
客	ま	す	席		m^2			m^2		\mathbf{m}^2		\mathbf{m}^2
席	立	見	席		m^2			\mathbf{m}^2		\mathbf{m}^2		m^2
喫		煙	所	有 ·	無	有	•	無	有 •	無		
喫烟 置	喫煙所の局所排気装 置			有·	無	有	•	無	有 •	無		
	男	小 便	器		個			個		個		個
	男性用	大 便	器		個			個		個		個
便	女	性	用		個			個		個		個
		床		コンクリー ・タイル ・その他(ነ			内	壁	コンク ・タイ/ ・その(ンレ)
所	構		造	水洗便所	(公共	下水道・	浄化	∠槽)	その	他()
	手	洗い設	党 備	有	•	無	専	用換	気 設 備	有	Ī	· 無

- 備考 次に掲げる書類を添付すること。ただし、興行場法第2条第1項の許可を受けて興行場営業を 営む者が当該興行場営業を譲渡したときは、当該興行場営業を譲り受けた者は、(2)から(5)までに 掲げるもののうち変更がない事項の書類の添付を省略することができる。
 - (1) 法人にあっては、その定款又は寄附行為の写し及び登記事項証明書
 - (2) 営業の施設を明らかにした各階ごとの平面図(縮尺、方位、観客席の配置、各室の用途及び床面積を明示したもの)
 - (3) 見取図(設備の場所を中心とする半径100メートル以内のもので、縮尺を明示したもの)
 - (4) 配置図(縮尺、方位、敷地の境界線、建築物の位置、通路及び排水路を明示したもの)
 - (5) 立面図(縮尺及び開口部を明示したもの)
 - (6) ただし書の規定の適用を受ける場合にあっては、当該営業を譲り受けたことを証する書類

第2号様式備考中「戸籍謄本」を「被相続人の相続関係を証する戸籍謄本又は不動産登記規則(平成17年法務省令第18号)第247条第5項の規定により交付を受けた同条第1項に規定する法定相続情報一覧図の写し」に改める。

第5号様式中「印」を削る。

附則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和2年12月15日から施行する。ただし、第1条中第7条の改正規定及び第5条中第6条の改正規定は、令和3年4月1日から施行する。 (経過措置)
- 2 この規則の施行の際現に提出されている改正前の規則の様式(次項において「旧様式」という。)により使用されている書類は、この規則による改正後の規則の様式によるものとみなす。
- 3 この規則の施行の際現に旧様式の規定に基づき作成されている用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。